

あきらめないで！ 借金問題は、必ず解決できます！

<<< 令和3年度 鳥取県多重債務相談キャンペーン >>>

- 法律の専門家（弁護士、司法書士）による無料相談（会）を行います。
- 秘密は厳守しますので、安心して御相談ください。

## 1 休日相談会（弁護士相談）

事前予約が必要です

### <多重債務・法律相談会（令和3年12月開催分）>

◎開催時間：午後1時30分～4時（各会場共通）

地区	日にち	会場
東部	12月18日（土）	県民ふれあい会館（鳥取市扇町21） 中研修室（1）
中部	12月19日（日）	倉吉交流プラザ（倉吉市駄経寺町187-1） 第1研修室
西部	12月12日（日）	米子コンベンションセンター（米子市末広町294） 第2会議室

※毎月開催している「多重債務・法律相談会」を、相談枠を拡大して休日に開催するものです。  
事前予約の申込は、下記の鳥取県消費生活センターの各相談室または裏面の各相談機関まで。

#### 【申込・問合せ先】

東部消費生活相談室（電話）0857-26-7605（受付）8:30～17:00

中部消費生活相談室（電話）0858-22-3000（受付）9:00～17:30

西部消費生活相談室（電話）0859-34-2648（受付）8:30～17:00

<休業日>【共通】祝祭日、年末年始 【東部】土・日 【中部】日・月、祝祭日の翌日

## 2 電話相談（司法書士相談）

◎受付時間：午後1時～4時（毎日）

期間	電話番号
12月13日（月）～17日（金）	クレジット、サラ金問題、債務整理等に関する御相談 <b>専用ダイヤル 0857-27-4168</b> ※県内どこからお掛けになっても最低通話料金のみでお話できます。

※上記期間以外（平日のみ）も相談できます。詳しくは鳥取県司法書士会ホームページを御覧ください。

⇒ <http://www.tottori-shihoshoshi.jp/>

◎県内には様々な相談窓口があります。（裏面に掲載）  
上記日程以外でも各相談機関で相談に応じています。

【主催】鳥取県（多重債務・ヤミ金融問題等対策協議会）

電話 0857-26-7186（鳥取県生活環境部くらしの安心局消費生活センター）

一人で悩まず

まず相談！

今すぐ問題の解決に向けた行動を！

# ひとりで悩まず、まず相談！

～ あなたの周りにはたくさんの『相談窓口』があります ～

## ◆法律専門家による相談

- ➡ 鳥取県弁護士会 (電話) 0857-22-3912 [受付時間] 平日 9:00～17:00
- ➡ 鳥取県司法書士会 (電話) 0857-27-4168 [受付時間] 平日 13:00～16:00



## ◆借金問題全般(債務整理、金利など)に関する相談

### <鳥取県消費生活センター>

- 東部相談室 (電話) 0857-26-7605 [受付] 平日 8:30～17:00
- 中部相談室 (電話) 0858-22-3000 [受付] 火～土 9:00～17:30
- 西部相談室 (電話) 0859-34-2648 [受付] 祝日除く 8:30～17:00

### <市町村相談窓口>

- 鳥取市消費生活センター (電話) 0857-20-3863 [受付] 平日 8:30～17:15
  - 米子市消費生活相談室 (電話) 0859-35-6566 [受付] 平日 8:30～17:00
  - 倉吉市市民生活相談室 (電話) 0858-22-2717 [受付] 平日 8:30～17:15
  - 境港市消費生活相談室 (電話) 0859-47-1106 [受付] 平日 9:00～16:00
- 各町村は消費者行政担当課へご連絡ください。

## ◆悪質な取り立て、ヤミ金融に関する相談

- ➡ 最寄りの警察署 (生活安全課)
- ➡ 鳥取県警察本部 総合相談室 (電話) 0857-27-9110 #9110(プッシュ回線専用)

## ◆裁判費用の立替えなどに関する相談

- ➡ 法テラス鳥取 (電話) 050-3383-5495 [受付時間] 平日 9:00～17:00
- ➡ 法テラス倉吉 (電話) 050-3383-5497 [受付時間] 平日 9:00～17:00

## ◆最寄りの消費生活相談窓口への全国共通ダイヤル

『消費者ホットライン』  
イヤヤ  
**188** (局番なし) まで



消費者庁 消費者ホットライン188 イメージキャラクター イヤヤン

<財務局登録の貸金業者> 登録の有無の確認、違法な取立て行為等の相談

- ➡ 財務省中国財務局鳥取財務事務所 (電話) 0857-26-2295 [受付時間] 平日 8:30～17:15

<県登録の貸金業者> 登録の有無の確認、違法な取立て行為等の相談

- ➡ 鳥取県商工労働部企業支援課 (電話) 0857-26-7249 [受付時間] 平日 8:30～17:15

<会員の貸金業者> 登録手続き、苦情等の相談 <貸付自粛制度> 登録手続き等

- ➡ 日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センター (電話) 0570-051-051 [受付時間] 平日 9:00～17:00

県弁護士会  
法律相談センター  
も毎週無料相談※  
を実施中!

【要予約】



※サラ金・クレジット相談  
以外の相談は有料です

【相談日】毎週土曜日 9:30～12:00  
【場所】鳥取県弁護士会館 (鳥取市東町 2-221)  
【予約先】鳥取県弁護士会 0857-22-3912 [受付時間] 平日 9:00～17:00

### 法律相談センター鳥取

【相談日】毎週土曜日 9:30～12:00  
【場所】法律相談センター倉吉 (倉吉市葵町 724-15)  
【予約先】法律相談センター倉吉 0858-24-0515 [受付時間] 平日 9:00～17:00

### 法律相談センター倉吉

【相談日】毎週火曜日 15:00～16:30  
【場所】米子天満屋4階 第5教室 (米子市西福原 2-1-10)  
【予約先】鳥取県弁護士会米子支部 0859-23-5710 [受付時間] 平日 9:00～17:00

### 法律相談センター米子